

・工事成績評定実施要領について

(平 16. 7. 1 付 75-17、85-49、111-94、127-38、136-49、153-9)

住宅経営・建替・再開発・土地有効等担当理事	総務人事・業務企画等担当理事
関連公共施設・中心市街地活性化等担当理事	募集販売本部長
技術管理・調査研究担当理事	沖縄総合開発事務所長
都市整備継続業務等担当理事	から 各都市開発事務所長
地方都市整備・公園担当理事	あて 各営業所長
	各支社長
	各地域支社長

改正 平成25年5月27日(イ)
平成26年8月18日(ロ)
令和6年3月27日(ハ)
令和8年3月19日(ニ)

標記について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び適正化を図るための措置に関する指針（平成13年総務省・財務省・国土交通省告示第1号）に基づき、別紙のとおり要領を定めたので、通知する。

この通達は、平成16年7月1日から施行する。

以 上

別 紙(イ) (ロ) (ハ) (ニ)

工事成績評定実施要領

(目的)

第1条 本要領は、工事成績の評定に関する事項を定めることにより、請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 工事成績の評定（以下「成績評定」という。）の対象とする工事は、原則として、1件の請負金額が500万円を超える請負工事について行うものとする。ただし、特に軽微な工事等で検査役が必要のないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構第95号）第344条第1項に規定する監督員（以下「監督員」という。）及び同細則第345条第1項に規定する検査員とする。（ハ）

(評定の時期)

第4条 検査員である評定者は検査実施の都度、監督員である評定者は工事完成のとき、それぞれ評定を行うものとする。

(評定の方法)

第5条 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 工事成績の採点は別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。
- 3 細目別評定点の算出は別記様式第2によるものとする。
- 4 評定結果は別記様式第3「工事成績評定表」に記録するものとする。
- 5 評定項目の「施工技術」、「創意工夫」、「社会性等」に関して、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。
- 6 別記様式第1、別記様式第2、及び別添「工事成績評定通知実施要領」の別紙1別表の配点等については、別に定めるものとする。（ハ）

(評定結果の報告) (ロ)

第6条 評定者は、成績評定を行ったときは、その成績評定結果について、遅滞なく検査役又は分任検査役に報告するものとする。

- 2 前項により報告を受けた検査役又は分任検査役は、評定結果を確認の上、本社にあっては技術調査担当理事、本部にあっては本部長、支社にあっては支社長（以下「支社長等」と総称する。）に報告するものとする。（ハ）

(評定結果の通知)

第7条 前条第2項により報告を受けた支社長等は、別添「工事成績評定通知実施要領」の定めるところにより、遅滞なく当該工事の請負者に通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 支社長等は前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 支社長等は前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条又は前条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して、14日(休日を含む。)以内に、書面により、通知を行った支社長等に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 支社長等は、前項による説明を求められたときには、書面により回答するものとする。

工 事 成 績 採 点 表

別記様式第1

工事成績採点は、細目別運用表(総括監督員)、(検査員)によるものとする。

令和 年 月 日

工事名														契約金額							
受注者							工期		～					完成検査日							
評価項目		総括監督員					検査員			検査員			検査員			検査員			検査員		
氏名		氏名					氏名		氏名		氏名		氏名		氏名						
項目	細目	a	b	c	d	e	検査成績	加減点 (検査成績× 検査別係数)	検査成績	加減点 (検査成績× 検査別係数)	検査成績	加減点 (検査成績× 検査別係数)	検査成績	加減点 (検査成績× 検査別係数)	検査成績	加減点 (検査成績× 検査別係数)	検査成績	加減点 (検査成績× 検査別係数)			
1. 施工体制	I. 施工体制一般																				
	II. 配置技術者																				
2. 施工状況	I. 施工管理																				
	II. 工程管理																				
	III. 安全対策																				
	IV. 対外関係																				
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形																				
	II. 品質																				
	III. 出来栄え																				
4. 施工技術	I. 施工技術																				
5. 創意工夫	I. 創意工夫																				
6. 社会性等	I. 地域への貢献等																				
加減点合計							(1)		(2)		(3)		(4)		(5)						
評価点(65±加減点)		①					②														
評定点計																					
7. 法令遵守等		I. 法令遵守					II. 技術提案採用項目の不履行					III. 居住者等の安全確保の不履行※									
法令遵守等の該当理由																					
評定点合計									●評定点計 － 7. I. 法令遵守 － II. 技術提案採用項目の不履行－ III. 居住者等の安全確保の不履行※												
所 見																					
総括監督員																					
検査員																					

※ 居住者等の安全確保の不履行に関する評定の適用は保全工事のみとする。

細目別評定点採点表

別記様式第2

評価項目	細目	①総括監督員	②検査員(中間)	②検査員(完成)	②検査員(中間)	②検査員(完成)	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	点					点
	II. 配置技術者	点					点
2. 施工状況	I. 施工管理	点	点	点	点	点	点
	II. 工程管理	点					点
	III. 安全対策	点					点
	IV. 対外関係	点					点
3. 出来形及び出来栄	I. 出来形	点	点	点	点	点	点
	II. 品質	点	点	点	点	点	点
	III. 出来栄		点	点	点	点	点
4. 施工技術	I. 施工技術	点					点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	点					点
6. 社会性	I. 地域への貢献等	点					点
7. 法令遵守等	I. 法令遵守	点					点
	II. 総合評価不履行	点					点
	III. 居住者等の安全確保の不履行※	点					点

※ 居住者等の安全確保の不履行に関する評価の適用は保全工事のみとする。

細目点別評価合計

100点

工 事 成 績 評 定 表

令和 年 月 日

支社等名

工事事務所名

工 事 名 称	
請 負 金 額	原契約 変更契約
工 期	原工期 変更工期
完 成 検 査 年 月 日	
一 部 完 成 年 月 日	
中 間 検 査 年 月 日	
受 注 者 及 び 代 表 者 氏 名	
現 場 代 理 人 氏 名	
主 任 技 術 者 氏 名	
監 理 技 術 者 氏 名	
総 括 監 督 員 氏 名	
完 成 検 査 検 査 員 氏 名	
一 部 完 成 検 査 検 査 員 氏 名	
中 間 検 査 検 査 員 氏 名	
① 総 括 監 督 員 評 定 点	
② 中 間 検 査 員 評 定 点 (第 1 回)	
③ 中 間 検 査 員 評 定 点 (第 2 回)	
④ 中 間 検 査 員 評 定 点 (第 3 回)	
⑤ 一 部 完 成 検 査 員 評 定 点	
⑥ 完 成 検 査 員 評 定 点	
⑦ 評 定 点 小 計	
⑧ 法 令 遵 守 (減 点)	
総 合 評 価 不 履 行 (減 点)	
居住者等の安全確保不履行※(減点)	
⑨ 評 定 点 合 計 (⑦ - ⑧)	

※ 居住者等の安全確保の不履行に関する評定の適用は保全工事のみとする。

工事成績評定通知実施要領

（目 的）

第1条 本要領は、工事成績について、「工事成績評定実施要領」（以下「評定要領」という。）第7条又は第8条の通知並びに同要領第9条の回答に関する事項を定める。

（対象工事）

第2条 工事成績評定の通知の対象とする工事は、評定要領第2条に規定された評定の対象工事とする。

（評定点等の通知）

第3条 評定要領第6条第2項により評定結果の報告を受けた支社長等は、当該工事の請負者に評定点を速やかに別紙1により通知するものとする。

2 また、評定要領第8条に基づき評定を修正した場合についても同様とする。

（説明請求）

第4条 前条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に書面により、通知を行った支社長等に対し評定点等について説明を求めることができるものとする。

（説明請求に対する回答）

第5条 支社長等は、評定点等の通知を受けた請負者から評定点等についての説明を求められた場合、速やかに別紙2により回答するものとする。

以 上

(別紙1)

令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

殿

独立行政法人都市再生機構 ○○本部・支社長
○○ ○○
(公印省略)

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日(休日を含む。)以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名 ○ ○ ○ ○ 工事
- 2 工 期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 3 完成検査年月日 令和 年 月 日
- 4 成績評定
評定点 ○ ○ 点 細目別評定点は、別表のとおり
(修正評定点 ○ ○ 点 【評定点が修正された場合のみ】)
- 5 送付先及び問合せ先
〒 ○○○-○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
独立行政法人都市再生機構 ○○本部・支社 ○○部 ○○課 あて
TEL ○○-○○○○-○○○○

以 上

(別表)

細目別評定点

工事名称:

評価項目	細目	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/
	II. 配置技術者	/
2. 施工状況	I. 施工管理	/
	II. 工程管理	/
	III. 安全対策	/
	IV. 対外関係	/
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/
	II. 品質	/
	III. 出来ばえ	/
4. 施工技術	施工技術	/
5. 創意工夫	創意工夫	/
6. 社会性等	地域への貢献度	/
7. 法令遵守等	I. 法令遵守	
	II. 総合評価不履行	
	III. 居住者等の安全確保の不履行※	
(細目別評定点計)		(/100点)
評 定 点 合 計		/100点

※ 居住者等の安全確保の不履行に関する評価の適用は保全工事のみとする。

(別紙2)

令和 年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

独立行政法人都市再生機構 ○○本部・支社長
○○ ○○
(公印省略)

工事成績評定に係る説明書(回答)

令和 年 月 日 付で貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名

2 疑問に対する回答

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3 手続き等の問い合わせ先

〒 ○○○-○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

独立行政法人都市再生機構 ○○本部・支社 ○○部 ○○課 あて
TEL ○○-○○○○-○○○○

以 上